

博士論文（要約）

論文題目 日本国憲法第 25 条「文化」概念の研究
—文化権（cultural right）との関連性—

氏名 中村 美帆

序章 文化政策における文化権(cultural right)と日本国憲法第25条「文化」概念	1
1. 研究背景:文化権と文化政策	1
1-1. 文化政策の基本理念としての文化権(cultural right)	1
1-2. 日本の文化政策研究における文化権の議論	5
1-3. 文化政策における文化権の議論の今後の論点	8
1-4. 現時点における文化権の理念の特徴	10
2. 問題意識:文化権の法的枠組みと日本国憲法	11
2-1. 文化芸術振興基本法の参照先	11
2-2. 日本国憲法と文化権の関連づけの議論	12
2-3. 憲法第25条「文化」概念の検証の不在	14
3. 研究目的	15
4. 本研究の特色	15
5. 研究方法	15
6. 本論文の構成	16
7. 本研究が扱わない点:集団的権利と知的所有権	17
8. 関連する業績の目録	17
第1章 憲法第25条に関する議論の現状と課題	20
1. はじめに—先行する憲法第25条研究に対する問題意識—	20
2. 学説と判例における憲法第25条の議論	20
2-1. 憲法における第25条の位置づけ	21
2-2. 我妻栄「生存権的基本権」論の影響—生存権とプログラム規定—	21
2-3. 食糧管理法違反事件最高裁判決(1948(昭和23)年9月29日)	23
2-4. 朝日訴訟第1審判決(1960(昭和35)年10月19日)	24
2-5. 法的権利としての第25条—抽象的権利説と具体的権利説—	26
2-6. 3つの学説による法的性格への注目	27
2-7. 朝日訴訟第2審判決(1963(昭和38)年11月4日)	29
2-8. 朝日訴訟最高裁判決(1967(昭和42)年5月24日)	30
2-9. 堀木訴訟最高裁判決(1982(昭和57)年7月7日)	31
2-10. 老齢加算廃止訴訟東京地裁判決(2008(平成20)年6月26日)	32
2-11. 学説と判例における憲法第25条の議論	33
3. 憲法第25条と社会保障制度	33
3-1. 立法による生存権の具体化:社会保障法	33
3-2. 社会保障(social security)とは何か	34
3-3. 「社会保障制度に関する勧告」(1950年勧告)	35
3-4. 生活保護法	36
3-5. 保護基準の変遷	37
3-6. 社会保障体系の再構築と「文化」	39
3-7. 社会福祉における「文化」—厚生労働省の文化政策—	39
3-8. 社会保障制度からみた憲法第25条の議論	41
4. 近年の憲法学における「文化」概念への注目と第25条	42
4-1. 憲法学における「文化」の主題化:私的領域から公的領域へ	42
4-2. 憲法学からみた文化助成:「表現の自由」論と憲法上の統制	43
4-3. 第25条「文化」の現状	45
4-4. 憲法第25条「文化」の詳細な考察の不在	47
5. 憲法第25条の拡張—「健康で文化的な」法令の増加—	47
6. 憲法第25条に関する議論の現状と課題	50

第2章 憲法第25条の成立の経緯	52
1. 先行した第25条第2項に通じる議論	52
1-1. GHQ内での検討	52
1-2. 日本政府内の検討	55
1-3. 枢密院	57
2. 社会党による第1項の提案	57
2-1. 衆議院における社会党による第1項の提案	57
2-2. 提案の前提:社会党「憲法改正要綱」	58
2-3. 提案に至る社会党議員の発言	58
2-4. 提案の原点:憲法研究会「憲法草案要綱」	59
2-5. 社会党・憲法研究会以外の生存権に関する条文案	60
2-6. 社会党・憲法研究会案における「文化」	61
3. 現行の第25条第1項に至る国会での議論	61
3-1. 提案時(衆議院帝国憲法改正委員会小委員会)の議論	61
3-2. 提案後の衆議院での議論	66
3-3. 貴族院での議論	67
4. 第25条成立の経緯における第1項「文化」	71
4-1. 第25条成立の経緯における第1項「文化」	71
4-2. 憲法第25条「文化」概念の検証に向けて:憲法成立過程の議論への注目	72
4-3. いわゆる押しつけ憲法論に対する本研究の立場の確認	73
4-4. 英訳の問題の確認	75
第3章 日本国憲法成立過程における「文化」に関する議論	76
1. はじめに	76
2. 日本国憲法制定過程における「文化」に関する議論	77
2-1. 前史:敗戦直後から憲法制定の動きが生じるまで	77
2-2. 草案作成①:マッカーサー示唆から近衛案・松本案まで	80
2-3. 草案作成②:GHQ草案から憲法改正草案まで	81
2-4. 民間憲法草案	83
2-5. 枢密院及び帝国議会の審議	84
3. 公布から施行まで—憲法普及会の活動における「文化」—	87
3-1. 憲法普及会の設置	87
3-2. 憲法普及会の活動	87
3-3. 憲法普及会における「文化」をめぐる議論と実践の特徴	94
3-4. 普及過程の受け取られ方	95
4. 日本国憲法成立過程における「文化」	96
4-1. 本章の研究成果とそれをふまえた今後の課題	96
4-2. 憲法第25条「文化」概念の検証に向けて:第25条に至る生存権の思想史および「文化国家」概念への注目	97
第4章 附帯決議「文化国家」概念に見える敗戦直後の「文化」観	98
1. はじめに:附帯決議「文化国家」の背景にある「文化」観	98
2. 「文化国家」概念の誕生—ドイツのKulturstaat概念から—	102
2-1. 18-19世紀	102
2-2. 20世紀	103
3. 日本における「文化国家」概念の展開—1945年8月15日以前—	104
3-1. 19世紀	104
3-2. 20世紀	105
4. 戦後日本における「文化国家」概念の形成	109

4-1. 「新日本建設ノ教育方針」での初出	109
4-2. 『新教育指針』	113
4-3. 附帯決議「文化国家」	114
4-4. 前田多門と田中耕太郎	115
5. 戦後日本の文化国家論の盛衰	116
5-1. 書誌情報にみる戦後日本の文化国家論の動向	116
5-2. 衰退の要因	118
6. 戦後日本の文化国家論の特徴 —日本における「文化国家」概念の展開において—	121
6-1. 文化国家の分析軸—概念の歴史的展開をふまえて—	121
6-2. 分析軸に基づく戦後日本の文化国家論の検証	122
6-3. 戦後日本の「文化国家」概念の特徴	126
6-4. 戦後日本の文化国家論における「文化」	128
6-5. 参考:「文化国家」概念のその後	128
7. 「文化国家」概念から読み取れる「文化」	131
7-1. 戦後日本の文化国家論にみる憲法成立当時の「文化」概念の特徴	131
7-2. 文化国家研究における今後の研究課題	131
第5章. 日本国憲法第25条「文化」の由来と意味—思想的、歴史的背景—	134
1. はじめに: 憲法第25条「文化」の由来—生存権における「文化」の思想—	134
2. 憲法第25条「文化」の成立の背景	134
2-1. 生存権の立役者: 森戸辰男と鈴木義男	134
2-2. 事実上の提唱者・森戸辰男の考える憲法第25条	137
2-3. 推進者・鈴木義男の考える憲法第25条	139
2-4. 森戸と鈴木の共通の背景	141
3. 大正期の「文化」概念と生存権の思想史	141
3-1. 大正期の「文化」概念	141
3-2. 日本における生存権の思想史の展開	144
3-3. 戦前の生存権の思想史における「文化」: 左右田喜一郎と森本厚吉を事例として	146
3-4. 生存権と「文化」をめぐる2つの問題提起	147
4. 戦後の憲法第25条の位置づけ—戦前の生存権と「文化」に対する回答—	148
4-1. 戦前の生存権思想に対する日本国憲法第25条「文化」の立ち位置	148
4-2. 戦後の憲法第25条の解釈	149
4-3. 戦後の解釈の遠因: 生存権と生活権	150
5. 憲法第25条「文化」の持ち得る意味	151
5-1. 結論: 憲法第25条「文化」の持ち得る意味	151
5-2. 今後の研究課題および留意点	152
結論 日本国憲法第25条「文化」概念と文化権(cultural right)との関連性	153
1. 第25条「文化」概念はどのような意味を持つか	153
2. 第25条「文化」概念は文化政策の「文化」と同趣旨なのか	155
3. 憲法第25条は文化権と共通する性質を持つ権利として位置づけられるのか	155
4. 日本国憲法第25条「文化」概念と文化権(cultural right)との関連性	156
5. なぜこれまで憲法第25条「文化」と文化権は関連づけられなかったか	157
6. 本研究の成果と限界	158
6-1. 本研究の成果	158
6-2. 本研究の成果の限界	159
7. 本研究で取り扱わなかった点: 今後の研究課題として	160
7-1. 戦中の「文化国家」概念および「文化」概念の検証	160
7-2. 知的財産権あるいは集団的権利としての文化権	160
7-3. 第25条「国民」について	160

7-4. 健康と文化について	161
7-5. 英訳”cultured”の問題	161
7-6. 日本国憲法制定過程の「押しつけ」の検証	161

図表一覧	163
図表1-1.「健康で文化的な」法令一覧(38件)	163
図表3-1.日本国憲法制定過程年表(1)前史	175
図表3-2.日本国憲法制定過程年表(2)草案作成①	176
図表3-3.日本国憲法制定過程年表(3)草案作成②	177
図表3-4.現在確認できる民間憲法草案一覧	178
図表3-5.日本国憲法制定過程年表(4) 枢密院及び帝国議会での審議	179
図表3-6.憲法普及会による出版刊行物	180
図表3-7.憲法普及会による芸能ならびに民衆娯楽を用いた啓蒙活動	181
図表3-8.「われらの日本」「憲法音頭」歌詞	182
図表3-9.憲法普及会による記念作品公募の一覧	183
図表4-1.1945年9月15日文部省「新日本建設ノ教育方針」までの主な動き	184
図表4-2.文化国家関連文献および関連法令公文書等の文献一覧年表	185
図表4-3.文化国家関連文献および関連法令公文書等の刊行状況グラフ	186
図表4-4.読売新聞「文化国家」記事検索結果グラフ	187

参考文献一覧(五十音順)	188
--------------	-----

謝辞	203
----	-----

本文

博士論文の本文は、静岡文化芸術大学出版助成により、下記の単著として出版した。

中村美帆『文化的に生きる権利－文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性－』春風社、2021年3月25日刊行（ISBN 9784861107245）。

参考文献一覧（五十音順）

- General Comment No.21, Right of Everyone to Take Part in Cultural Life (art.15, para.1(a), of the International Covenant on Economic, Social, and Cultural Rights), E/C.12/GC/21.
- Menger, Anton "Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtlicher Drstellung", Dritte verbesserte Auflage, Stuttgart und Berlin, 1904, J.G.Cotta'sche Buchhandlung Nachfolger. (A.メンガー／森田勉訳『労働全収権史論』未来社、1971年。)
- Niec, Halina "Cultural Rights: At the end of the World Decade for Cultural Development", paper presented at Unesco's Intergovernmental Conference on Cultural Policies for Development, Stockholm, 1998, pp.1-14.
- Russell, B. "Principles of Social Reconstruction," George Allen & Unwin, 1916. (B.ラッセル／松本悟朗訳『社会改造の原理』日本評論社、1920年)
- Stamatopoulou, Elsa "Monitoring Cultural Human Rights : The Claims of Culture on Human Rights and the Response of Cultural Rights", Human Rights Quarterly, Vol.34, No.4, 2012, pp.1170-1192.
- 青田テル子『文化国家』研究ノート『Humanitas』第28号、2003年、19-30頁。
- 青柳正規『文化立国論—日本のソフトパワーの底力』筑摩書房、2015年。
- 赤澤史朗「戦中・戦後文化論」朝尾直弘他編『岩波講座日本通史 第19巻 近代4』岩波書店、1995年、281-328頁。
- 赤松克麿「東洋の文化国家主義」『日本及日本人』第3巻第9号、1952年、8-18頁。
- 朝日健二「朝日訴訟から生存権裁判へ—養子になって裁判を承継した体験から—」奥平康弘・水島朝穂他著『憲法裁判の現場から考える』成文堂、2011年、55-84頁。
- 朝日新聞 1945（昭和20）年8月16日朝刊社説「噫 玉音を拜す」（朝日新聞社聞蔵Ⅱビジュアルより2017年6月6日閲覧）
- 朝日新聞 1945年8月30日（東京）朝刊「「五箇條御誓文を體し全世界と共存共榮 首相 宮殿下の御經綸」
- 朝日新聞 2017年1月4日「修正重ね「平和国家」盛る敗戦翌月の天皇勅語」
<<http://www.asahi.com/articles/ASJDM5WTVJDMUTIL048.html>>（2017年1月4日閲覧）
- 朝日訴訟記念事業実行委員会編『人間裁判—朝日茂の手記』大月書店、2004年。
- 芦田均「新憲法と教育」憲法普及会編『新憲法講話』政界通信社、1947年、73-110頁。
- 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第四版）』岩波書店、2007年。
- 阿部和光『生活保護の法的課題』成文堂、2012年。
- 蟻川恒正「国家と文化」岩村正彦他編『岩波講座現代の法1 現代国家と法』岩波書店、

- 1997年、191-224頁。
- ・イギリス社会保険および関連サービスに関する検討を行なうべき委員会編・山田雄三監訳『社会保険および関連サービス:ベヴァリジ報告』至青堂、1969年。
 - ・生松敬三『大正期の思想と文化』青木書店、1971年。
 - ・池田志穂「忘れ去られた「文化国家」」『梅花日文論叢』第19号、2011年、48-36頁。
 - ・池田正好『文化国家の再生-忘却された理念の復権を求めて』自治体研究社、2010年。
 - ・石川健治「人権の観念」法律時報増刊『憲法改正問題』日本評論社、2005年、194-198頁。
 - ・石川健治「文化・制度・自律—l'pourt'artと表現の自由」『法学教室』第330号、2008年、54-63頁。
 - ・石崎学「文化国家・憲法二五条・ハンセン病者」『亜細亜法學』第36巻第1号、2001年、123-139頁。
 - ・石山文彦「多文化社会と文化の公共性—文化政策学と多文化主義のアプローチ」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版、2006年、108-126頁。
 - ・市川秀雄「文化国家と法律—一つの試論として」斎藤响他『哲学的文化』内田老鶴圃、1952年、25-96頁。
 - ・稲田正次「戦後憲法試案起草の経過」『富士論叢』第24巻第2号、富士短期大学学術研究会、1979年、27-59頁。
 - ・犬丸秀雄「文化国家の建設と人文科学研究勉強會」『文部時報』第838号、1947年、15-16頁。
 - ・井上厚史「近代日本社会における在日朝鮮人の自己認識—『文化国家』と『自己のテクノロジー』—」『総合政策論叢』第2号、2001年、161-180頁。
 - ・井上毅「行政ノ目的」井上毅傳記編纂委員會編『井上毅傳史料篇第五』國學院大學図書館、1975年、376-382頁。
 - ・今井道兒『「文化」の光景—概念とその思想の小史』同学社、1996年。
 - ・岩村正彦『社会保障法I』弘文堂、2001年。
 - ・梅棹忠夫「文化行政の目指すもの」総合研究開発機構『文化行政のこれまでこれから』、1987年、43-51頁。
 - ・梅原宏司「日本国家の歴史における『文化』という記号の変容—『文化』が指し示すものはどのように変化したか—」『Social Design Review』第4号、21世紀社会デザイン研究学会、2012年、32-46頁。
 - ・梅原宏司「戦後直後の『文化国家』に関する議論—戦前からの継続と変化について—」、文化経済学会<日本>2013年度研究大会（東京大学）、2013年6月30日発表。
 - ・衛紀生「芸術文化ボランティアと福祉権的文化権」『判例地方自治』第223号、2002年、101-104頁。
 - ・K・N「文化国家の教育費」『人民戦線』第5巻第33号、1949年、51頁。

- ・NHK スペシャル『日本国憲法誕生』NHK エンタープライズ (DVD)、2007 年。
- ・遠藤美奈『健康で文化的な最低限度の生活』再考 飯島昇蔵・川岸令和編『憲法と政治思想の対話』新評論、2002 年、105-136 頁。
- ・遠藤美奈『健康で文化的な最低限度の生活』の複眼的理解—自律と関係性の観点から— 齋藤純一編『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房、2004 年、155-186 頁。
- ・遠藤美奈「佐々木惣一の「人間必需ノ生活」権—「幻の」帝国憲法改正案における最低生活保障への権利—」『西南学院大学法学論集』第 43 巻第 3・4 号、2011 年、43-72 頁。
- ・遠藤美奈「生活保護についての『健康で文化的な最低限度の生活』」『自由と正義』第 65 巻第 5 号、日本弁護士連合会、2014 年、8-17 頁。
- ・大須賀明『生存権論』日本評論社、1984 年。
- ・太田雅夫「大山郁夫の民本主義論」『同志社法學』第 18 巻第 3 号、1967 年、27-74 頁。
- ・大沼保昭『人権、国家、文明——普遍主義的人権観から文際的人権観へ』筑摩書房、1998 年。
- ・大橋智之輔「アントン・メンガーの法思想」『法学論叢』第 62 巻第 2 号、1956 年、134-171 頁。
- ・大山郁夫「軍国的文化国家主義—独逸国民生活の一面—」『新小説』第 21 巻第 4 号、1916 年（大山郁夫編『大山郁夫全集(第 4 巻)』中央公論社、1948 年、312-329 頁より）
- ・大山郁夫「再び故国の大衆と共に(1947 年 11 月 15 日講演、1947 年 12 月)」大山郁夫編『大山郁夫全集 (第 5 巻)』中央公論社、1949 年、404-414 頁。
- ・尾形健『生活への権利』はいかなる意味で権利か 長谷部恭男編『人権の射程』法律文化社、2010 年、243-262 頁。
- ・奥貴雄「日本国憲法での生存権解釈とヴァイマール憲法」『日本法政学会法政論叢』第 17 号、1981 年、1-21 頁。
- ・長田新「文化国家への途」『瀬戸内海』第 1 号、1946 年、2-6 頁。
- ・長田新「文化国家」『教育科学』第 8 号、1950 年、5-26 頁。
- ・長田新「文化国家の理念」『学校教育』通巻 374 号、1949 年、2-15 頁。
- ・長田三男「戦後における道徳教育実施の経緯:昭和 20 年-27 年まで」『流通経済論集』第 9 巻第 2 号、1974 年、47-64 頁。
- ・外務省「国際人権規約」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/>> (2017 年 5 月 5 日閲覧)
- ・外務省「国会承認条約の締結手続」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp03_03.pdf> (2017 年 6 月 6 日閲覧)
- ・外務省「世界人権宣言」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>> (2017 年 5 月 5 日閲覧)
- ・垣内恵美子・根木昭「戦後の国会審議と法制に見る『文化』の意味とその変遷」『長岡技術科学大学研究報告』第 20 巻、1999 年、95-99 頁。

- ・葛西まゆこ『生存権の規範的意義』成文堂、2011年。
- ・堅田剛『明治文化研究会と明治憲法—宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造—』御茶の水書房、2008年。
- ・片山哲「所信表明演説」国会会議録検索システムより（第8号 昭和22年7月1日、1947年） <<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/001/0512/00107010512008a.html>>（2017年6月16日閲覧）
- ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第6版）』有斐閣、2015年。
- ・金井延「窮民救助策を講ずるの必要」河合栄治郎編『金井延の生涯と學蹟』日本評論社、1939a年、441-455頁。
- ・金井延「社會政策」河合栄治郎編『金井延の生涯と學蹟』日本評論社、1939b年、559-585頁。
- ・金沢幾子『『福田徳三年譜』および『福田徳三著作年譜』付索引』『一橋論叢』第132巻第4号、2004年、441-581頁。
- ・金沢幾子『福田徳三書誌』日本経済評論社、2011年。
- ・金森徳次郎「新憲法大観」憲法普及会編『新憲法講話』政界通信社、1947年、31-71頁。
- ・兼子仁『教育法』、有斐閣、1963年。
- ・加納久朗「文化国家とする具体案」『丁酉倫理』7・8月合併号、1946年、1-5頁。
- ・鑄木政彦「〈ヒエラルヒー〉から〈文化〉へ—近代ドイツにおける文化と政治に関する試論」『政治思想研究』第7号、2007年、57-90頁。
- ・苅部直『移りゆく「教養」』NTT出版、2007年。
- ・河西秀哉『「象徴天皇」の戦後史』、講談社、2010年。
- ・喜多了祐「アントン・メンガー」『一橋論叢』第51巻第4号、1964年、420-436頁。
- ・きだみのる「文化国家の足の裏(対談)」『中央公論』第72巻第8号、1957年、222-229頁。
- ・北河賢三『戦後の出発:文化運動・青年団・戦争未亡人』青木書店、2000年。
- ・北小路隆志「《文化》のポリティックス(1)—大正の「文化主義」を巡って」『情況(第二期)』第7巻第9号、1996年、66-81頁。
- ・城戸幡太郎「文化国家と日本の教育政策」『教育公論』第4巻第8号、1949年、3-8頁。
- ・木村健康「福祉国家と文化国家」『中央公論』第65巻第1号、1950年、10-23頁。
- ・清野幾久子「福田徳三における『生存権論』の受容とその展開—明治憲法下における『生存権論』の一断面」『明治大学大学院紀要法学篇』第21号、1984年、81-95頁。
- ・憲法音頭(2005年憲法9条長野県民集会における9条を守る中の市民の会の実演) <<http://www.youtube.com/watch?v=p3MifjWIIAo>>（2010年7月15日閲覧）
- ・憲法普及会『事業概要報告書』、1947年。
- ・憲法普及会編『新しい憲法 明るい生活』、1947a年。
- ・憲法普及会編『新憲法講話』政界通信社、1947b年。

- ・小池聖一「森戸辰男、人と思想」『広島大学史紀要』第1号、1999年、57-68頁。
- ・小池聖一「森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(1)憲法草案と森戸辰男」『広島大学文書館紀要』第9号、2007年、29-44頁。
- ・小池聖一「森戸辰男からみた日本国憲法の制定過程—憲法研究会から芦田小委員会までを中心に—」『日本歴史』第728号、吉川弘文館、2009年、146-161頁。
- ・高建子「文化国家に腹が立つ—法隆寺とモリソン文庫」『時論』第4巻第3号、1949年、63-65頁。
- ・厚生労働省「第66回「保健文化賞」の募集について」
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000037037.html>> (2016年12月28日閲覧)
- ・厚生労働省「平成28年度「児童福祉週間」実施要領」
<<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyou/0000120794.pdf>> (2016年12月28日閲覧)
- ・厚生労働省「報道発表資料「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の公認プログラムとして認証されました」
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000144620.html>> (2016年12月28日閲覧)
- ・厚生労働省「社会保障審議会(福祉文化分科会)」
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126697>> (2016年12月28日閲覧)
- ・厚生労働省「障害者の文化芸術活動」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukusi/sanka/bunka.html> (2016年12月28日閲覧)
- ・厚生労働省「全国健康福祉祭(ねんりんピック)の概要」
<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nenrin/gaiyo.html>> (2016年12月28日閲覧)
- ・高山岩男「文化國家建設と新國民倫理」『世界文化』第1巻第4号、1946a年、6-31頁。
- ・高山岩男『文化国家の理念』秋田屋、1946b年。
- ・高山岩男「文化国家の理念」『文明』第1巻第4号、1947年、2-20頁。
- ・国際連合人権高等弁務官事務所“Special Rapporteur in the field of cultural rights”
<<http://www.ohchr.org/EN/Issues/CulturalRights/Pages/SRCulturalRightsIndex.aspx>>(2015年5月7日閲覧)
- ・国際連合人権高等弁務官事務所“International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights”
<<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CESCR.aspx>> (2017年5月5日閲覧)
- ・国立公文書館デジタル展示「再建日本の出発」(2007年)
<<http://www.archives.go.jp/exhibition/digital/saiken/index.html>> (2010年5月閲覧)
- ・国立国会図書館調査および立法考査局『わが国が未批准の国際条約一覧(2013年1月現

- 在)』、2013年。
- ・国立国会図書館「帝国議会会議録検索システム」(2005年)
 <<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>> (2010年4-5月、2013年5月閲覧)
 - ・国立国会図書館電子展示会「日本国憲法の誕生」(2003-2004年)
 <<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>> (2010年4-5月にかけて閲覧)
 - ・古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社、1989年。
 - ・古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社(文庫版)、1995年、11頁。
 - ・古関彰一解説『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録(復刻版)』、
 現代史料出版、2005年。
 - ・古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、2009年。
 - ・古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波現代文庫、2017年。
 - ・小林直樹『新版憲法講義(上)』東京大学出版会、1980年。
 - ・小林真理「文化行政の理念としての〈文化権〉—〈文化〉に関する権利概念の現況」『文化経済学会〈日本〉論文集』第1号、1995年、107-112頁。
 - ・小林真理「ドイツにおける〈文化国家〉概念の展開」『文化経済学会〈日本〉論文集』第2号、1996年、41-45頁。
 - ・小林真理「文化権をめぐる欧州の動向—文化権を保障する文化政策とは」『月刊社会教育』第46巻第10号、2002年、46-52頁。
 - ・小林真理『文化権の確立に向けて—文化振興法の国際比較と日本の現実』勁草書房、2004年。
 - ・小松堅太郎「国家の二類型—権力国家と文化国家—」『藤井先生還暦記念法政の諸問題』有斐閣、1953年、49-62頁。
 - ・駒村圭吾「自由と文化—その国家的給付と憲法的統制のあり方」『法学教室』第328号、2008年、34-42頁。
 - ・駒村圭吾「国家と文化」『ジュリスト』第1405号、2010年、134-146頁。
 - ・駒村圭吾「国家助成と自由」小山剛=駒村圭吾編『論点探求憲法[第2版]』弘文堂、2013年、184-197頁。
 - ・駒村圭吾・木村草太・長谷部恭男・大沢秀介・川岸令和・宍戸常寿「国家と文化(座談会)」第1405号、2010年、147-169頁。
 - ・小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』、尚学社、2016年。
 - ・裁判所「裁判例情報」<http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1> (2016年10月22日閲覧、事件番号昭和23(れ)205)
 - ・裁判所「裁判例情報」<http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1> (2016年10月22日閲覧、事件番号昭和39(行ツ)14)
 - ・裁判所「裁判例情報」<http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1> (2016年10月24日閲覧、昭和51(行ツ)30)

- ・ 阪口正二郎「芸術に対する国家の財政援助と表現の自由」『法律時報』第 74 巻第 1 号、2002 年、30-36 頁。
- ・ 作田知樹「文化権としての『芸術的表現・創造の自由権』の文化政策への反映-人権侵害が懸念される国内事例の調査・監視の必要性-」、日本文化政策学会第 7 回年次研究大会予稿集、2013 年。
- ・ 作田知樹「「芸術の自由という人権」解説 series1」『theatre & policy』第 82 号、2014 年。
- ・ 佐藤一子『文化協同の時代——文化的享受の復権』青木書店、1989 年。
- ・ 佐藤一子・増山均編『子どもの文化権と文化的参加』第一書林、1995 年。
- ・ 佐藤恵子「ヘッケルの優生思想」『東海大学紀要.開発工学部』第 10 号、2001 年、1-12 頁。
- ・ 佐藤功「憲法入門(31)憲法 25 条の由来—その成立史のスケッチ—」『法学セミナー』第 97 号、日本評論社、1964 年、58-63 頁。
- ・ 佐藤達夫『日本国憲法成立史第 1 巻』有斐閣、1962 年。
- ・ 佐藤達夫（佐藤功補訂）『日本国憲法成立史第 3 巻』有斐閣、1994 年。
- ・ 参議院「貴族院帝国憲法改正議事速記録」（公開年不明）
<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/kizokuin/mokuji.html>> (2010 年 5 月閲覧)
- ・ 参議院「参議院のあらまし 委員会活動（1）法律案の審査」
<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/katudo01.html>> (2017 年 6 月 13 日閲覧)
- ・ 椎名慎太郎「文化権の構造と特性」『山梨学院大学法学論集』第 20 号、1991 年、1-28 頁。
- ・ 椎名慎太郎・稗貫俊文『文化・学術法』ぎょうせい、1986 年。
- ・ 塩田純『日本国憲法誕生知られざる舞台裏』日本放送出版協会（NHK 出版）、2008 年。
- ・ 自在丸新十郎「文化国家としての極楽--極楽浄土の文化的意義-中-」『世界仏教』第 4 巻第 10 号、1949 年、13-17 頁。
- ・ 篠田一人「大正期の文化主義について」『キリスト教社会問題研究』第 13 号、1968 年、69-91 頁。
- ・ 清水真木『忘れられた哲学者—土田杏村と文化への問い』中央公論新社、2013 年。
- ・ 清水まり子「人格的生存権の実現をめざして--鈴木義男と憲法第 25 条第 1 項の成立」『社会事業史研究』第 39 号、2011 年、7-18 頁。
- ・ 清水まり子「鈴木義男の思想と実践から」『社会事業史研究』第 46 号、2014 年、93-116 頁。
- ・ 社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」（1950 年勧告）
<<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/1.pdf>> (2016 年 9 月 28 日閲覧)
- ・ 社会保障制度審議会「社会保障体系の再構築に関する勧告」（1995 年勧告）

- <<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/syakaifukushi/539.pdf>> (2016年12月28日閲覧)
- ・衆議院「委員会第21回提出修正案」
<[http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/seikengikai/shugiin.pdf/\\$File/shugiin.>](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/seikengikai/shugiin.pdf/$File/shugiin.>) (2010年5月閲覧)
 - ・衆議院「日本国憲法制定時の会議録（衆議院）」（公開年不明）
<http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/seikengikai/seikengikai.htm> (2010年5月閲覧)
 - ・寿台順誠『世界人権宣言の研究—宣言の歴史と哲学—』日本図書刊行会、2000年。
 - ・杉浦栄三『文化国家への道』逋友通信社逋友文化教養部、1949年。
 - ・杉原泰雄「「文化国家」の理念と現実—日本国憲法下における「文化と国家」」『法律時報』第71巻第6号、1999年、42-52頁。
 - ・杉原泰雄編『新版体系憲法辞典』青林書院、2008年。
 - ・鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、1995年。
 - ・鈴木英一『教育行政』東京大学出版会、1970年。
 - ・鈴木英一「第九十二帝国議会に於ける予想質問答弁書『教育基本法案』関係の部」『研究資料』第3号、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室、1979年。
 - ・鈴木滉二郎「分権化過程における文化権制定法理の課題—条約・憲法・法律・条例間関係の権利展開」『文化政策研究』第1号、2007年、22-34頁。
 - ・鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」『愛知大学法経論集』第28号、1959年、177-204頁。
 - ・鈴木義男『新憲法讀本』、鱒書房、1948a年。
 - ・鈴木義男「新憲法逐条解説-5」『社会思潮』第2巻第6号、1948b年、47-48頁。
 - ・鈴木義男「私の記憶に存する憲法改正の際の修正点—参議院内閣委員会に於ける公述速記—」『第24回参議院内閣委員会会議録』第38号、憲法調査会事務局刊行小冊子『憲資・総第12号』、1958年。
 - ・鈴木義男伝記刊行会編『鈴木義男』鈴木義男伝記刊行会、1964年。
 - ・クルト・スタイナー「人権と文化国家」『自由と正義』第2巻第7号、日本弁護士連合会、1951年、25-29頁。
 - ・戦前期新聞経済記事文庫データベース：大阪毎日新聞 1919.???.? (大正 8)(1919a)「虚偽のデモクラシーより真正のデモクラシーへ（一〜八）」法学博士 福田徳三(講演速記)
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10126278&Thttp://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/DetailView.jsp?LANG=JA&METAID=10071577&AID=06YPE=HTML_FILE&POS=1> (2017.01.10 閲覧)。
 - ・戦前期新聞経済記事文庫データベース：中外商業新報 1919.6.29(大正 8)(1919b)「独逸の調印可祝又た可戒」

- <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10126278&TYPE=HTML_FILE&POS=1> (2013.01.21 閲覧)。
- ・戦前期新聞経済記事文庫データベース：大阪朝日新聞 1921.1.1-1921.1.4(大正 10)(1921a)
「永久の平和(一～六)」文学博士坂口昂
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10126939&TYPE=HTML_FILE&POS=1> (2013.01.21 閲覧)。
 - ・戦前期新聞経済記事文庫データベース：京城日報 1921.1.21-1921.1.29(大正 10)(1921b)
「文化生活と教育(一～八)」京大教授文学博士小西重直
<<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/DetailView.jsp?LANG=JA&METAID=10071967&AID=06>> (2017年1月8日閲覧)
 - ・戦前期新聞経済記事文庫データベース：京城日報 1940.9.25-1940.10.10(昭和 15)(1940a)
「施政三十年・回顧と展望(一～七)」
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=00475208&TYPE=HTML_FILE&POS=1> (2013.01.21 閲覧)。
 - ・戦前期新聞経済記事文庫データベース：大阪毎日新聞 1940.10.22(昭和 15)(1940b)社説「文化政策への新出発」
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10071994&TYPE=HTML_FILE&POS=1> (2013.01.21 閲覧)。
 - ・左右田喜一郎『文化価値と極限概念』岩波書店、1922年。
 - ・高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波書店、1957年、199-217頁。
 - ・高嶋米峰「文化軽視の文化国家」『大法輪』8-9月号、1946年、4-9頁。
 - ・高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集(第4版)』信山社、2005年。
 - ・高橋和之「生存権の法的性格論を読み直す―客観法と主観的権利を区別する視点から―」『明治大学法科大学院論集』第12号、2013年、1-25頁。
 - ・高橋彦博「<論説>憲法議会における牧野英一:「生存権」原理の再確認」『社会労働研究』第36巻第3号、1989年、1-44頁。
 - ・高橋彦博「<論説>憲法議会における「ワイマール・モデル」:生存権規定の挿入」『社会労働研究』第37巻第1号、1990年、1-48頁。
 - ・高柳信一「生活権思想の展開」松下圭一他『岩波講座 現代都市政策V シビル・ミニマム』岩波書店、1973年、29-72頁。
 - ・高柳賢三、大友一郎、田中英夫『日本国憲法制定の過程I』有斐閣、1972a年(2005年、オンデマンド版)。
 - ・高柳賢三、大友一郎、田中英夫『日本国憲法制定の過程II』有斐閣、1972b年。
 - ・高山一十「文化国家即理性国家--フィヒテの理想国家論」『哲学』第2号、1951年、193-209頁。
 - ・武田昌之「第1次大戦期の平和主義小考(2)」『北海道東海大学紀要.人文社会科学系』第

- 14号、2001年、125-139頁。
- ・太宰治『冬の花火』中央公論社、1947年。
 - ・太宰府市文化振興条例
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/soumu/reiki_int/reiki_honbun/q023RG00000083.html>
(2017年11月21日閲覧)
 - ・田澤晴子『『デモクラシー』と『生存権』—吉野作造と福田徳三の思想的交錯』『政治思想研究』第11号、2011年、118-142頁。
 - ・田中晃『文化国家の本質』丁子屋書店、1947年。
 - ・田中和男「明治末・大正初期の『生存権』思想—『養老法案』をめぐって—」『社会科学』第29号、1982年、95-142頁。
 - ・田中耕太郎『新憲法と文化』国立書店、1948年。
 - ・玉井金五・大森真紀編『社会政策を学ぶ人のために』世界思想社、2007年。
 - ・土田杏村『生産経済学より信用経済学へ』第一書房、1930年。
 - ・土山久平「文化国家とは」『弁証法研究』第1号、1949年、125-127頁。
 - ・恒藤恭『法律の生命』岩波書店、1927年。
 - ・恒藤恭『知性の視野』有恒社、1948年。
 - ・恒藤恭「文化国家トハ何ゾヤ」(阪大文化講座 1948.2.21) 大阪市立大学恒藤記念室蔵。
大阪市立大学学術情報総合センター『大阪市立大学恒藤記念室所蔵資料目録』(2002年)参照。
 - ・恒藤恭「文化国家トハ何ゾヤ」(神戸栄光協会 1948.4.24) 大阪市立大学恒藤記念室蔵。
大阪市立大学学術情報総合センター『大阪市立大学恒藤記念室所蔵資料目録』(2002年)参照。
 - ・角田猛之・木村光豪訳「文化的権利の分野における国連・特別報告者の報告書」『関西大学法学論集』第64巻第6号、2015年、127-189頁。
 - ・鶴見俊輔「戦後日本の思想状況」『岩波講座現代思想 11 現代日本の思想』岩波書店、1957年、49-86頁。
 - ・寺中作雄『公民館の建設:新しい町村の文化施設』、私製、1946年。
 - ・東京高裁 38.11.4 判決 (『判例時報』第351号、日本評論新社、1963年、11-23頁。)
 - ・東京国際芸術祭・にしすがも創造舎演劇上演プロジェクト vol.3『冬の花火、春の枯葉』プレスリリース<<http://anj.or.jp/tif2006/press/pdf/dazai.pdf>> (2017年1月5日閲覧)
 - ・東京地裁 35.10.19 判決 (『判例時報』第241号、日本評論新社、1960年、2-12頁。)
 - ・東京地裁平成 20.6.26 判決 (『判例時報』第2014号、判例時報社、2008年、48-67頁。)
 - ・童話屋編集部編『復刊 あたらしい憲法のはなし』童話屋、2001年。
 - ・中川幾郎『新市民時代の文化行政—文化・自治体・芸術・論』公人の友社、1995年。
 - ・中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房、2001年。
 - ・中野重治「文学者の国民としての立場」『日本文学の諸問題』新生社、1946年、1-12頁。

- ・中林暁生「給付と人権」西原博史他著『岩波講座憲法 2 人権論の新展開』岩波書店、2007年、263-282 頁。
- ・中村美帆「小説「石に泳ぐ魚」出版差し止め判決—日本における自由権的文化権保障の現状」『文化資源学』第 6 号、2007 年、77-89 頁。
- ・中村睦男・永井憲一『生存権・教育権』法律文化社、1989 年。
- ・南原繁『文化と国家』東京大学出版会、2007 年。
- ・新居格「《特集 文化日本と農村文化》文化国家の指標」『農村文化』再刊第 25 巻第 1 号、1946 年、5 - 10 頁。
- ・西川長夫『国境の越え方:国民国家論序説』平凡社、2001 年。
- ・西崎恵「文化国家と予算」『明窓』第 2 巻第 3 号、1951 年、22-24 頁。
- ・西村貞二「文化国家」樺俊雄編『新時代の文化』愛育社、1946 年、49-76 頁。
- ・日本文化政策学会第 7 回研究大会企画フォーラム (企画代表者:中村美帆)「こどもの城、青山劇場、青山円形劇場を考える～文化政策の視点から～」記録集
<<http://since19851101.blogspot.jp/2014/05/blog-post.html>> (2016 年 12 月 28 日閲覧)
- ・根木昭『日本の文化政策—「文化政策学」の構築に向けて』勁草書房、2001 年。
- ・根木昭『文化行政法の展開』水曜社、2005 年。
- ・野尻重雄「文化国家と文化農村」『農業と経済』第 13 巻第 1 号、1947 年、13-21 頁。
- ・野村隈畔『現代の哲学及哲学者』京文社、1921 年。
- ・BuzzFeedJapan2016 年 12 月 28 日配信「「最高裁が外国人の生活保護受給に違憲判決」は誤り元自民北海道議のツイートを厚労省は否定」
<<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20161228-00010001-bfj-soci>> (2017 年 1 月 9 日閲覧)
- ・長谷川如是閑「『文化国家』とは？」『経済』第 1 巻第 5 号、1947 年、32-33 頁。
- ・長谷川如是閑・三宅晴輝「日本は文化国家たり得るか-上-(対談)」『東洋経済新報』第 2409 号、1950a 年、63-66 頁。
- ・長谷川如是閑・三宅晴輝「日本は文化国家たり得るか-下-(対談)」『東洋経済新報』第 2410 号、1950b 年、61-63 頁。
- ・長谷部恭男・金泰昌編『法律から考える公共性』東京大学出版会、2004 年。
- ・畠中秀隆「文化国家のために」『公園緑地』第 15 巻第 2 号、1953 年、56-57 頁。
- ・原秀成『日本国憲法制定の系譜 I 戦争終結まで』日本評論社、2004 年。
- ・原秀成『日本国憲法制定の系譜 II 戦後米国で』日本評論社、2005 年。
- ・原秀成『日本国憲法制定の系譜 III 戦後日本で』日本評論社、2006 年。
- ・半藤一利・辻井喬「対談今こそ歴史を学び直す時-文化国家になるために-」『論座』第 124 号、2005 年、8-23 頁。
- ・樋口陽一『国家と個人』集英社、2000 年。
- ・平石善司「文化國家と教育—フィヒテ『獨逸國民に告ぐ』について—」『基督教研究』第

- 22 卷第 1 号、1946 年、81-86 頁。
- ・ 平田オリザ『芸術立国論』集英社、2001 年。
 - ・ 平原春好・教育法令研究会『教育基本法の解説』、日本図書センター、1998 年。
 - ・ 広川禎秀「戦後初期における恒藤恭の文化国家・文化都市論」『都市文化研究』第 2 号、2003 年、90-100 頁。
 - ・ マルク・フェマロリ／天野恒雄訳『文化国家—近代の宗教』みすず書房、1993 年。
 - ・ 福井みどり「大山郁夫における政治的デモクラシーと『文化国家主義』の提唱—下」『国士館大学政経論叢』第 87 号、1994 年、33-43 頁。
 - ・ 藤野一夫「日本の芸術文化政策と法整備の課題—文化権の生成をめぐる日独比較をふまえて」『国際文化学研究』第 18 号、2002 年、65-91 頁。
 - ・ 藤野一夫「『文化多様性』をめぐるポリティクスとアポリアーマイノリティの文化権と文化多様性条約の背景」『文化経済学』第 5 巻第 3 号、2007 年、7-13 頁。
 - ・ 藤野一夫「創造都市論と『都市への文化権のディレンマを超える復興の構想力—KIITO における文化芸術創造都市モデル事業を手がかりに』」『社会文化研究』第 16 号、2014 年、7-37 頁。
 - ・ 文化庁ウェブサイト<<http://www.bunka.go.jp/>> (2015 年 10 月 30 日閲覧)
 - ・ ウィリアム・ベヴァリッジ／一圓光彌監訳『ベヴァリッジ報告社会保険および関連サービス』法律文化社、2014 年。
 - ・ 法学協会編『註解日本国憲法』有斐閣、1948 年。
 - ・ 法務省日本法令外国語訳データベースシステム
<<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=174>> (2017 年 1 月 8 日閲覧)
 - ・ 法令データ提供システム<<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>> (2017 年 1 月 2 日閲覧)
 - ・ 北海道大学大学文書館「展示森本厚吉点描—札幌農学校受験から北海道帝国大学離任まで[含年譜]」『北海道大学大学文書館年報』第 6 号、2011 年、148-154 頁。
 - ・ 北海道文化振興条例<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jourei.htm>>(2017 年 11 月 21 日閲覧)
 - ・ 堀切善次郎他『前田多門:その文・その人』前田多門刊行会、1963 年。
 - ・ 毎日新聞 2016 年 10 月 21 日「生の芸術、後押し…超党派が財政措置法案」
<<http://mainichi.jp/articles/20161021/k00/00e/010/256000c>> (2016 年 12 月 28 日閲覧)
 - ・ 毎日新聞 1945 年 10 月 26 日
 - ・ 前田多門『山荘静思』羽田書店、1947 年。
 - ・ 前田陽一「文化国家の忘れ物」、『中央公論』第 64 巻第 6 号、1949 年、44-49 頁。
 - ・ 卷美矢紀「自由と給付」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣、2008 年、84-85 頁。
 - ・ 牧野英一『生の法律と理の法律』有斐閣、1926 年。
 - ・ 牧野英一『法律と生存権』有斐閣、1928 年。

- ・ 牧野英一「法治国と文化国」『警察研究』第 24 卷第 12 号、1953 年、3-21 頁。
- ・ 牧野英一・尾高朝雄『文化國家の理論／法を作る力』良書普及会、1947 年。
- ・ 正木桂「文化権の憲法上の根拠に関する一考察—憲法的議論の困難性から出発して」『文化政策研究』第 3 号、2009 年、102-113 頁。
- ・ 増野亜子「<ペンデット>論争-バリ島の伝統芸能の所有権をめぐる」『桐朋学園大学研究紀要』第 36 号、2010 年、89-103 頁。
- ・ 増山均『余暇・遊び・文化の権利と子どもの自由世界』青踏社、2004 年。
- ・ 松尾敬一「近代日本における生存権思想の展開」『神戸法學雑誌』第 4 卷第 3 号、1954 年、433-468 頁。
- ・ 松尾邦之助「文化国家論」『政治経済』第 4 卷第 6 号、1951 年、18-19 頁。
- ・ 松田浩「文化国家」杉原泰雄編『新版体系憲法辞典』青林書院、2008 年、45-50 頁。
- ・ 松村克己「文化国家」『思索』第 4 号、1946 年、16-19 頁。
- ・ 松元雅和「現代自由主義社会における寛容—少数派文化権の是非をめぐる一考察」『法学研究』第 82 卷第 8 号、慶應義塾大学法学研究会、2009 年、49-76 頁。
- ・ 松本和彦「生存権」小山剛・駒村圭吾編『論点探究憲法（第 2 版）』弘文堂、2013 年、256-266 頁。
- ・ 水卷中正『厚生省研究』行研、1993 年。
- ・ 南博・社会心理研究所『大正文化』勁草書房、1965 年。
- ・ 宮元健次『加賀百万石と江戸芸術・前田家の国際交流』人文書院、2002 年。
- ・ 三好達治「なつかしい日本（三）」『新潮』第 43 卷第 4 号、1946 年、12-17 頁。
- ・ J.M.メツル／A.カークランド編（細澤仁他訳）『不健康は悪なのか—健康をモラル化する世界』、みすず書房、2015 年。
- ・ 森戸辰男「臨戦段階における文化建設」『中央公論』第 56 卷第 11 号、1941 年、4-25 頁。
- ・ 森戸辰男「文化国家論」『中央公論』第 61 卷第 4 号、1946 年、7-16 頁。
- ・ 森戸辰男「新憲法と社会主義—私有財産及労働権」憲法普及会編『新憲法講話』政界通信社、1947 年、288-324 頁。
- ・ 森戸辰男『思想の遍歴(下)—社会科学者の使命と運命』春秋社、1975 年。
- ・ 森戸辰男『遍歴八十年』日本経済新聞社、1976 年。
- ・ 森戸辰男「私の履歴書」日本経済新聞社編『私の履歴書文化人 20』日本経済新聞社、1984 年。
- ・ 森戸辰男関係文書 MO01020300100「ソヴェート社会主義共和国連邦憲法」、広島大学文書館所蔵。
- ・ 森戸辰男関係文書 TA02030000100 森戸辰男「文化国家の建設」、広島大学文書館所蔵。
- ・ 森戸辰男・安倍能成「〔対談〕文化国家を語る」『社会思潮』第 1 卷第 6 号、1947 年、4-14 頁。
- ・ 森本厚吉『生存より生活へ』文化生活研究會出版部、1921 年。

- ・森本厚吉『新生活研究』文化生活研究會、1922年。
- ・森本厚吉「改題について—『文化生活』より『経済生活』へ—」『経済生活』第6巻第4号、1928年、3-4頁。
- ・文部科学省「教育基本法資料室へようこそ！昭和22年教育基本法制定時の条文」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/a001.htm>(2017年6月13日閲覧)
- ・文部科学省「日本ユネスコ国内委員会・文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約の締結に向けた取り組みについて（建議）」
<<http://www.mext.go.jp/unesco/002/004/1291784.htm>>（2017年6月6日閲覧）
- ・文部省『新教育指針』1946-1947年。
- ・文部省『新教育指針』日本図書センター、2000年。
- ・文部省『文化国家の建設は六・三制学校の整備から』、教育弘報社、1950年。
- ・文部省教育施設研究会『文化国家の建設は六・三制学校施設の整備から』（私製）、1950年。
- ・文部省「訓令第5号（1945年8月15日）」辻清明編『資料・戦後二十年史1』日本評論社、1966a年、6頁。
- ・文部省「新教育指針(1946年5月21日)」海後宗臣・清水幾太郎編『資料・戦後二十年史5』日本評論社、1966b年、9頁。
- ・文部省「新日本建設ノ教育方針（1945年9月15日）」、海後宗臣・清水幾太郎編『資料・戦後二十年史5』日本評論社、1966c年、2頁。
- ・矢代幸雄「国際文化と日本美術」『世界に於ける日本美術の位置』講談社、1988年。
- ・矢内原伊作「文化の危機と現実の課題」『世界』第74号、1952年、44-51頁。
- ・柳田謙十郎「文化国家への道」『人間』第1巻第2号、1946年、2-10頁。
- ・柳父章『一語の辞典文化』三省堂、1995年。
- ・山口和宏『土田杏村の近代—文化主義の見果てぬ夢』ぺりかん社、2004年。
- ・山室信一『法制官僚の時代:国家の設計と知の歷程』木鐸社、1984年。
- ・山本龍彦・清水唯一朗・出口雄一編『憲法判例からみる日本—法×政治×歴史×文化』日本評論社、2016年。
- ・山森亮『ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える』光文社、2009年。
- ・ユネスコ"Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions."
<http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=12025&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=471.html>（2017年6月6日閲覧）
- ・横田喜三郎「戦争放棄」憲法普及会編編『新憲法講話』政界通信社、1947年、112-148頁。
- ・横大道聡『現代国家における表現の自由:言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制』弘文堂、2013年。

- ・読売新聞戦後史班『教育のあゆみ:昭和戦後史』読売新聞社、1982年。
- ・読売新聞 1945（昭和20）年8月16日朝刊社説「気力を新たにせよ」（ヨミダス歴史館より2017年6月6日閲覧）。
- ・ヨミダス歴史館（読売新聞記事データベース）
 <<http://www.yomiuri.co.jp/database/rekishikan/>>（2014年3月閲覧）
- ・林淑美『昭和イデオロギー 思想としての文学』平凡社、2005年。
- ・フリッツ・K・リンガー／西村稔訳『読書人の没落:世紀末から第三帝国までのドイツ知識人』名古屋大学出版会、1991年。
- ・我妻栄「基本的人権」国家学会編『新憲法の研究』有斐閣、1947年（初出1946年）、63-90頁。
- ・我妻栄『新憲法と基本的人権』国立書院、1948年。
- ・「芸術の自由という人権レポート結論並びに勧告」『theatre&policy』第79号、2013年。

論文の内容の要旨

論文題目 日本国憲法第 25 条「文化」概念の研究
—文化権（cultural right）との関連性—

氏 名 中村 美帆

本研究は、日本国憲法第 25 条第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」における「文化」概念について、文化政策における文化権との関連性という観点から、その意味するところを検証するものである。

文化政策の理論研究の基本理念の 1 つに、人間が文化的環境で生きることを人権として認める「文化権 (cultural right)」がある。第二次世界大戦後に国際社会で議論が進められてきた新しい権利概念の 1 つで、まだ議論が続く発展途上の概念だが、現時点での特徴として、①「文化」の範囲は、芸術、科学技術、学術、教育、コミュニケーション、文化財、文化遺産、美術館・博物館・図書館等の文化施設、都市の景観や歴史的建造物のような環境も含まれる、②文化はアイデンティティの問題と関わる、③鑑賞だけでなく、創造、参加、生活の中で文化の恩恵にあずかることの重要性等、文化に対する様々な関わり方が文化権の内容として含まれる、④文化多様性、マジョリティの文化に対するマイノリティの文化など、複数性に注目して文化をとらえる、⑤文化権を考えるにあたっては、民主主義と参加の重要性や、社会発展や平和との関連性も忘れてはならない、⑥「権利」を謳う以上、人権の尊重との両立も重要である、以上 6 点を指摘できる。

日本の文化政策研究においては、文化は「芸術を核にして広がりを持つ概念」として理解されている。日本における文化権研究は、法律によって文化権を規定することで、文化権の実現を目的とする文化政策の実施に法的根拠を与え、芸術振興をはじめとする文化政策の実践の拡充に貢献することを目指して行われてきた。国内法最上位の日本国憲法で唯一「文化」という文言を含む条文である憲法第 25 条第 1 項は、日本における文化権の根拠規定となる可能性を指摘されてきた。しかし、これまでの法学における第 25 条解釈の蓄積から、実際には第 25 条を以て日本において文化権が保障されているとは言えないという見解が主であった。従前の文化政策研究における第 25 条の理解はそこで留まり、文化政策研究独自の考察には至っていない。

日本国憲法第 25 条の「文化」という文言はどのような意味を持つのか。なぜ生存権を規定した第 25 条で「文化」という文言が用いられているのか。それは文化権と何らかの関連性を持ち得るものなのか。憲法第 25 条に関する先行研究はたくさんあるものの、「文化」概念に注目した研究は、これまで行われてこなかった。

本研究の目的は、日本国憲法第 25 条の「文化」概念について、成立に至る思想的、歴史的背景を検証し、文化政策における文化権との関連性を明らかにすることである。具体的には、第 25 条「文化」概念は文化政策の「文化」と同趣旨の概念と言えるのか、憲法第 25 条は文化権と共通する性質を持つ権利として位置づけられるのか、以上 2 つの問いを明らかにすることを目指す。

これまでの経緯から、憲法第 25 条「文化」の検証にあたって法学的なアプローチだけでは困難であることは明らかである。そこで本研究では、日本国憲法成立に至る思想的、歴史的背景に注目する。

第 1 章「憲法第 25 条に関する議論の現状と課題」では、憲法第 25 条に関する議論の現

状と課題を明らかにするべく、主に法学の先行研究の整理を行う。日本国憲法第 25 条第 1 項に関する先行研究の蓄積は豊富だが、「健康で文化的な最低限度の生活」の「文化」という文言は、長らく研究対象として主題化されてこなかった。なぜ第 25 条を以て文化権の根拠規定足り得ないとされるのか、その理由は、権利の性質や経済的所得補償中心の理解など、「文化」という文言以外の部分にあった。

第 2 章「憲法第 25 条の成立の経緯」では、そもそもなぜ生存権を規定した第 25 条で「文化」という文言が用いられるに至ったかを明らかにするため、日本国憲法成立史の先行研究を参照し、憲法第 25 条第 1 項に「文化」という文言が用いられるに至った経緯を検証する。憲法第 25 条第 1 項は GHQ 案には存在せず、日本の国会の審議過程で社会党の提案によって挿入された。第 25 条成立の議論において、生存権を具体化する文言として「文化」という文言が用いられたが、その意味するところについては、原始的の反対の意味の、国や時代の状況に応じた水準という以上の議論は行われなかった。「文化」という言葉にはどのような内容が込められたか、憲法第 25 条成立に至る議論だけでは十分に理解できない。

第 3 章「日本国憲法成立過程における「文化」に関する議論」では、前章の結果を踏まえた研究方法の確認として、第 25 条だけでなく日本国憲法成立過程全体に射程を広げて、文化に関してどのような議論が行われたかを検証し、日本国憲法における「文化」概念の理解の糸口を探す。その結果、日本国憲法成立過程においては、憲法第 25 条に限らず「文化」が論じられたり用いられたりする場面が多々あったこと、その中でも憲法第 25 条の「文化」という文言以上に頻繁に用いられたのは、戦後日本は文化国家を目指すべきという「文化国家」論だったことが明らかとなった。日本国憲法の条文で「文化」が用いられたのは第 25 条第 1 項のみだが、「文化国家」は附帯決議で言及された。よって日本国憲法第 25 条の「文化」概念の検証にあたっては、小委員会を中心とする憲法第 25 条をめぐる議論に至る思想的、歴史的背景に加えて、当時の時代背景を踏まえた「文化」概念の理解を深めるために、附帯決議の「文化国家」概念の検証も必要である。

第 4 章「附帯決議「文化国家」概念に見える敗戦直後の「文化」観」では、日本国憲法における「文化」概念の理解の糸口として「文化国家」概念を取り上げ、その意味するところを検証する。戦後日本の文化国家論における憲法成立当時の「文化」概念の特徴として、①平和、民主、人権と親和性の高い概念であること、②主に政府系の文化国家論においては、教育（陶冶・道徳）・学問・芸術といったドイツの **Kultur** 概念に近い理解がなされていたこと、③政府系に限らず、文化国家論全体において教育への関心が高く、それが「文教」すなわち教育の文脈の中で「創造」を担うものとして「文化」を位置づける今日の文部省・文部科学省の政策の流れにつながったこと、以上 3 点が明らかになる。

第 5 章「日本国憲法第 25 条「文化」の由来と意味—思想的、歴史的背景—」では、憲法第 25 条第 1 項「文化」概念の由来と意味を明らかにするべく、憲法第 25 条をめぐる議論の思想的、歴史的背景を検証する。憲法 25 条 1 項挿入の立役者である森戸辰男と鈴木義男は、動物的な意味で生存をつなぐのに留まらない人間に値する生活を表現するのに「文化」

という文言を用いていた。とりわけ鈴木は贅沢ではないが通常の文明の恩沢を享受し、芸術、社交、読書、修養といった人格価値を高められるような文化を享受できる生活の保障を念頭に「人格的生存権」を提唱し、最小限度の肉体の生存とは明確に区別する立場を取っていた。大正期に広まった「文化」概念は文化主義論争等の議論を通じて、人間のよりよい生の実現を目指す理念として、生活と結びついてその理想を語るものとして用いられた。戦前の生存権と「文化」をめぐる問題提起に対し、戦後制定された憲法 25 条は、単に生存維持を保障される権利(A)と、生存維持以上の文化的生活を保障される権利(B)を別々ではなく一体として生存権として保障すべき(A+B)という回答を出したものと言える。しかし制定後の学説・判例において、第 25 条第 1 項は単なる経済的な生存維持に矮小化していった。その遠因として、生存権と生活権の区別の不徹底が挙げられる。

以上のように本研究で明らかになった発見と、序章で掲げた文化権の 6 つの特徴および文化政策の「文化」が芸術を核にして広がりを持つと捉えられることを踏まえれば、研究目的に掲げた 2 つの問いについては、どちらも可能であるといえる。つまり、第 25 条「文化」概念は文化政策の「文化」と同趣旨の概念であり、憲法第 25 条は文化権と共通する性質を持つ権利として位置づけられる。よって本研究の結論として、憲法第 25 条第 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」における「文化」という文言は、その成立に至る思想的、歴史的背景をふまえれば、文化政策における文化権と関連性を持つものとしてとらえることは十分に可能であるといえることができる。日本国憲法第 25 条第 1 項は、時代に応じた文化的生活を生存権の保障内容に呼び込む文言として、国際社会の動向を踏まえた文化権の憲法上の根拠規定として、十分読み得るテキストである。

よって、今後の日本の文化政策において、芸術をはじめとする文化全般について、日本国憲法第 25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を「文化権」と読むことで法的根拠と見なして文化的な環境整備の必要性を説くことは、十分可能な立論である。例えば文化芸術振興基本法の改正を議論していくにあたっては、「文化的な生活」という第 25 条の理念を積極的に取り入れた文言の採用は、十分検討に値する選択肢である。

もちろんその場合には、第 1 章で確認したように、表現の自由との両立、政府が価値判断に踏み込まず環境整備に徹するといった点に注意が必要であることは言うまでもない。また、文化権の特徴として指摘した 6 点のうち、④の多様性・複数性・マイノリティの文化という視点は、第 25 条「文化」の民主、人権との親和性の高さに関連性はあるものの、⑤⑥と比較した時に若干弱い印象が否めない。文化権として第 25 条「文化」をとらえていくにあたっては、多様性・複数性・マイノリティの文化という視点は特に意識する必要がある。